

前払金限度額の引上げ及び中間前払金の新設について

文京区では、緊急雇用・経済対策の一環として、工事請負者の資金調達支援の拡充を図るために前払金制度を拡大します。

1 拡大内容

(1) 前払金限度額の引上げ

現行の限度額を1億円から2億円に引き上げます。

(2) 中間前払金の新設

工事案件を対象に、契約金額の2割を超えない範囲内（1億円を限度とする。）で、既に支払った4割の前払金に追加して中間前払金を支払えることとします。

なお、中間前払金は、出来高に応じて支払う「部分払」との併用はできません。

【中間前払金の適用対象となる工事】

次の要件をすべて満たしていると認められた場合において支払うものとします。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

	現 行	改 正 後
請負工事金額	130万円超	現行のまま
工期	制限しない	現行のまま
前払金額	契約金額の40%以内の額 (1億円を限度とする。)	契約金額の40%以内の額 (<u>2億円</u> を限度とする。)
中間前払金の新設		契約金額の <u>20%</u> 以内の額 (<u>1億円</u> を限度とする。)

2 実施時期

平成22年6月29日以降に締結する工事請負契約案件について適用します。

なお、平成22年6月28日以前に締結した工事請負契約、及び設計、測量等委託契約については、従前どおりとなりますのでご注意ください。

3 注意点

中間前払金の請求には保証事業会社と保証契約を締結することが必要です。